

納税・滞納処分Q&A

Q. 借金があるから税金が払えない。

A. 税金は個人債務（借金）より優先されます。

地方税法第 14 条では、税金はすべての借金などより優先されると定められています。

Q. 税金を滞納して何か不利益があるの？

A. 税金を滞納すると、次のような不利益が発生します。

- ・ 高利率の延滞金がかかります。
- ・ 補助金や融資などの行政サービスに制限がかかります。
- ・ 財産調査が行われ、社会的信用がなくなります。
- ・ 滞納処分（差押等）が執行され、あなたの大切な財産を失う恐れがあります。

Q. 滞納処分（差押等）の前に自宅訪問はしないの？

A. 滞納処分（差押等）を執行するに当たり、自宅を訪問して納税を催告することは原則として行いません。

税は納期限内での自主納付が大原則です。督促状発送日から 10 日を経過しても納付がない場合は、滞納処分（差押等）の対象となります。

Q. 少額滞納でも滞納処分（差押等）するの？

A. 滞納税額の大小は一切関係ありません。たとえ少額の滞納であっても、差し押さえの対象としています。

Q. 本人の許可なく財産を勝手に調べられた。プライバシーの侵害にならないの？

A. 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき、納税課職員はすべての財産に対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける勤務先の事業所・金融機関などの関係機関は、協力しなければなりません。

これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。